(2) 法第34条第2項の「命令」は、単に「勧告」に従わないことのみをもって発せられることはなく、正当な理由なく勧告に係る措置が取られない場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるときに限られるものである。

法第34条第3項の「命令」は、関係事業者が法第16条、第17条、第20条～第22条又は第23条第1項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認められるときに、「勧告」を前置せずに発せられるものである。

(3) 法第34条第2項及び第3項の「命令」は、措置を講ずべき期間を設定して発せられるものであり、この「命令」に違反した場合は、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第12　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附　則

このガイドラインは、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百六十号

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第七条の二第二項第一号の規定に基づき、電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象

電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象は、次に掲げるものとする。

一　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第一号から第四号までに掲げる事象

二　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事象

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省令・経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）第七条第一号の表イの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表イの項(3)、(7)、(8)、(13)又は(14)に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表ロの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ロの項(5)から(7)まで、(12)又は(13)に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表ハの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ハの項(5)から(7)まで、(11)又は(12)に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表ニの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ニの項(5)から(7)までに掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表ホの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表ホの項(1)から(3)までに掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表への項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表への項(1)又は(2)に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表トの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表トの項(3)、(4)又は(7)に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表チの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表チの項に掲げる事象
通報事象等規則第七条第一号の表リの項の上欄に掲げる施設	通報事象等規則第七条第一号の表リの項(2)又は(3)に掲げる事象

三　通報事象等規則第七条第二号に掲げる事象

四　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省令・経済産業省令・国土交通省令第二号）第三条に規定する事象

○厚生労働省告示第三百六十一号

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第五十二条の九第二項の規定に基づき、特例緊急作業特別教育規程を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特例緊急作業特別教育規程

（特別の教育の実施）

第一条　電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第五十二条の九第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

（学科教育）

第二条　前条の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
特例緊急作業の方法に関する知識	原子炉の炉心の著しい損傷その他の重大な事故又は当該重大な事故に至るおそれがある事故（以下「重大事故等」という。）に対処するための作業の方法（以下「特例緊急作業」という。）に関する特例緊急作業を行うために必要な体制の整備（特例緊急作業における放射線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法、特例緊急作業における被ばく線量の測定の方法、特例緊急作業に従事する者に対する特例緊急被ばく限度の確認、記録及び重大事故等への対処の事例）	三時間
特例緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	重大事故等に対処するための機能を有する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	二時間
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	電離放射線の種類及び性質、組織及び器官が生体の細胞及び全身に与える影響、健康管理の方法、特例緊急作業における被ばく線量の管理（特例緊急作業（電離則第七条の二第一項に規定する特例緊急作業をいう。）に従事する者に係る被ばく線量測定の結果の確認、記録等の方法を含む。）	一時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）及び電離則中の関係条項	○・五時間